

電子政府ガイドライン作成検討会 セキュリティ分科会(第10回)
議事概要

1. 開催日時:平成21年10月5日(月) 13:30~15:30

2. 場 所:内閣府別館9階会議室

3. 出席構成員:

辻井セキュリティ分科会主査、

宇賀構成員、國井構成員、小松構成員、佐々木構成員、中尾構成員、満塩構成員、大山構成員、
須藤構成員

(オブザーバー)(敬称略)

安心・安全インターネット推進協議会/日立製作所システム開発研究所 洲崎

セコム株式会社IS研究所 松本

(参加府省)

総務省行政管理局行政情報システム企画課 松本補佐(代理)

総務省行政管理局行政情報システム企画課 渡邊主査(代理)

総務省自治行政局地域政策課 西潟補佐(代理)

総務省自治行政局 高地地域情報政策室長

総務省情報流通行政局情報流通振興課 中野情報セキュリティ対策室長

法務省民事局総務課 上村補佐官(代理)

法務省大臣官房秘書課 渡辺専門官(代理)

国税庁長官官房 古賀情報技術室長

厚生労働省大臣官房統計情報部企画課 林分析官(代理)

社会保険庁総務部総務課 澤田情報企画調整室長

経済産業省商務情報政策局情報経済課情報セキュリティ政策室 清水補佐(代理)

4. 議事次第

(1) 開会

(2) 電子文書の証明力について

(3) 報告書及びガイドライン(骨子案)について

(4) 閉会

5. 資料

<配布資料>

資料1 電子文書の成立の真正について

資料2-1 セキュリティ分科会報告書及びガイドラインの作成について

資料2-2a セキュリティ分科会報告書(案)の概要

資料2-2b セキュリティ分科会報告書(骨子案)

資料2-3a オンライン手続における認証のリスク評価ガイドライン(案)の概要

資料2-3b オンライン手続における認証のリスク評価ガイドライン(骨子案)

資料2-4a オンライン手続における電子署名・認証ガイドライン(案)の概要

資料2-4b オンライン手続における電子署名・認証ガイドライン(骨子案)

<席上配布資料>

参考資料1 セキュリティ分科会(第9回)議事概要

参考資料2 構成員及び府省庁からのご意見

6. 議事概要:

○資料1「電子文書の成立の真正について」について説明が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ 電子署名法に基づく認定認証事業者が発行した電子証明書だけが、電子署名法2条3項の推定効に係る電子証明書でない。認定認証事業者が発行する電子証明書は推定が働くことが期待されるが、これに限らず、本人だけが作ることができることが確認されているような他の制度に基づく電子証明書に係る電子署名であっても、電子署名法第2条3項の推定が働く余地はある。
- ・ 認定認証事業者等が発行した電子証明書に係る電子署名以外の電子署名というものが、実体上どういふものなのか想定できていないのが現状。本人による電子署名は、「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができる。」ことが条件となるが、これが、認定認証事業者等が発行した電子証明書に係る電子署名以外に、推定効が働く電子署名に係る制度を構築していくときの1つの目標となる。

○資料2-1「セキュリティ分科会報告書及びガイドラインの作成について」について説明が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ ガイドラインに加え、政府としての最適解を導出しておく必要があるのではないか。
- ・ 電子手続のリスクレベルと代理人・個人の関係について、オンライン行動計画などからポリシーゾーンのユーザを想定することが必要である一方、代理人・個人を厳然と区分するのではなく、もし個人が高いレベルの手続をする場合は高いレベルの認証、署名が当然必要である。
- ・ 個人が行う手続きは申請としては限られているので、業として行われている手続きに焦点を当てるべきではないか。
- ・ 高い保証レベルの認証手段が低い保証レベルも内包すればよいという考え方がある一方、その前提として利便性やコスト、運用体制、普及状況等を十分勘案して慎重に判断するべきとの考え方が示された。

○資料2-2a「セキュリティ分科会報告書(案)の概要」、資料2-3a「オンライン手続における認証のリスク評価ガイドライン(案)の概要」、資料2-4a「オンライン手続における電子署名・認証ガイドライン(案)の概要」について説明が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ 電子署名法における推定効を前提とした電子署名以外の電子署名をガイドラインに盛り込もうとしているので、用語を整理して区別する必要がある。
- ・ 本日の「電子文書の成立の真正について」の内容から、電子署名による文書の証明力と同程度の効力が認証と証跡の組み合わせでも可能なのかという点について、報告書及びガイドラインに分かりやすく記載してほしい。
- ・ リスク評価ガイドラインと署名・認証ガイドラインにおける脅威・リスクの整合性を図ることが必要。
- ・ プロは特に高いレベルの認証・署名が必要であると考えますが、個人でも銀行口座の開設等、高いレベルの認証・署名が必要なこともあるので、バリエーションを用意した方がよいのではないかという意見が出された一方で、結果としてユーザ層がプロが想定されるレベルがあるかもしれないが、ユーザ層に基づきレベルを設定することは危険ではないか、との意見が出された。
- ・ 今回のガイドラインは、電子署名・認証における物差しを作成するという点が最も重要。物差しを広く合意の上で作成し、今後の議論の発展につなげていくことが重要。

以上